

～世界の中古スマートフォン流通市場の実態を探る～

第6回：国内中古スマートフォン流通活性化につながる情報通信政策の動き

オークネット総合研究所（所在地：東京都港区/代表理事：山内 良信/URL：<http://www.aucnet.co.jp/aucnet-research/>）は、BtoB ネットオークションを主軸とした情報流通サービスを提供するオークネットグループが運営し、独自の調査レポートなどを発表しています。昨年10月からは、昨今注目される中古スマートフォン市場に関し、モバイル研究家・木暮祐一氏に取材・調査を依頼し、その実態をニュースレターとして月1～2回のペースで配信しております。

第6回は、わが国の情報通信政策が中古スマートフォン流通活性化にどう貢献するのかを、総務省情報通信審議会専門委員を務められている野村総合研究所上席コンサルタント・北俊一（きた・しゅんいち）氏のインタビューを中心に解説します。

1. 中古スマートフォン流通活性化のステップとなる販売奨励金見直しとは

広く一般に普及を果たした携帯電話であるが、通信事業者の提供するサービスが国民にとって適切に運用されるために、かつ、通信事業に関わる産業界の健全な発展を目指して、これまでたびたび政府や所轄省庁が研究会、懇談会等を開催し、通信事業者にサービス改善等の申し入れを行ってきている。

携帯電話の販売方法を大きく変えたこの10年ほどの動きを振り返ってみると、筆頭に挙げられるのが2007年に総務省主催で開催された「モバイルビジネス研究会」である。そこでは、当時の携帯電話端末販売において行き過ぎた販売奨励金が販売店に支払われ、「0円」に近い価格で端末が販売されていた状況を見直すための議論が行われ、その成果を「モバイルビジネス活性化プラン」として2007年9月に公表、各通信事業者に改善要請を行った。新規契約者にとってはメリットのありそうな「0円」販売だったが、販売奨励金の原資は基本使用料に上乗せされていたことから、長期間端末の買い替えを行わないユーザーが損をするという不公平な状況になっていた。これを是正するために基本使用料に上乗せされ不透明だった端末代金を分離することが最大の目的であった。端末価格が正価で高価となるかわりに、基本使用料が安価な料金プランを選択できるようにした（これが現在の標準的な料金プランとなった）。同時に、携帯電話端末のSIMロック解除の要請や、MVNO（格安SIMなどを扱う仮想移動体通信事業者）活性化に向けた内容も盛り込まれた。

しかしながら、この「モバイルビジネス活性化プラン」によって端末価格が正常化した一方で、一般

の消費者にとっては、端末価格の大幅な値上げに感じられる結果となった。さらに通信事業者各社は高価な端末を手軽に購入できる仕組みとして 24 回払いなどの割賦販売を導入、あわせて割賦代金相当分が毎月の通信料金から割引かれる仕組みも定着した。また、更新月以外で解約する場合に違約金がかかる代わりに基本使用料が半額になる料金プランが広まり、これによって通信事業者によるユーザーの「囲い込み」が一段と進んでいった。

さらには、すでに携帯電話が 1 人 1 台に迫る普及率となっていた中で通信事業者が新たに顧客を獲得するためには MNP（携帯番号ポータビリティ）を使って他の通信事業者のユーザーを奪う必要が生じ、その施策として昨今問題となっていた「過剰なキャッシュバック」による端末販売につながっていくことになった。

昨年 9 月には安倍晋三首相から「携帯料金引き下げ要請」が発せられ、これを受けて総務省は「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の会合を 12 月までに 5 回開催した。このタスクフォースでも、結果的には過剰なキャッシュバックにつながっている販売奨励金の見直しなどを盛り込んだ要望書がまとめられ、高市早苗総務大臣を通じて通信事業者各社の社長へ手渡された。その後本年 2 月からキャッシュバックが店頭から姿を消すという成果につながったのはご存知の通りである。これでなぜ「携帯料金引き下げ」につながっていくかという疑問が投げかけられているが、長期的に見れば市場の健全化につながり、段階的に毎月の基本使用料の引き下げにつながっていくはずである。

また、たびたび販売奨励金を見直すための要請が行われてきた背景には、端末販売を正常化させなければユーザーによる“真の端末選択の自由”が実現できないという観点もあった。本来、人気のある高価な端末が「0 円」で販売されてしまうような状況になると、当たり前なことであるがその他の端末が売れなくなってしまう。これには中古のスマートフォン（以下、スマホ）端末の選択も含まれる。

中古スマホ流通の活性化に、こうした情報通信政策がどう関わってくるのかをさらに深く理解すべく、「モバイルビジネス研究会」および「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」等で委員を務められた野村総合研究所上席コンサルタントの北俊一氏にお話を伺ってきた。

2. 政策が目指してきたことと端末販売の関係について

Q：販売奨励金の見直しの先に期待できる成果をもう少しわかりやすく教えてください。

北氏：これまで行われてきた端末販売における過度な割引、とくに近年の「ゼロを潜る」（端末代金が 0 円な上に、ユーザーにキャッシュバックを振る舞う）ような常軌を逸した売り方は、長期間同じ通信事業者を利用しているユーザーに対して不公平です。まず、ここを改めないで業界の健全な発展が期待で

きません。世界では 10 万円以上する iPhone が、日本では異常に安価に販売されています。場合によっては 0 円の場合も。これでは、他のスマホ端末が売れるわけがありません。端末購入時にもっと幅広い選択肢があるべきと考えます。高性能で高価なスマホもあれば、廉価のものももっと流通して良いでしょう。ユーザーが財布と相談し、型落ちのものを選ぶとか、さらに中古（再生品も含む）スマホという選択肢があって良いわけです。そういう「自由に端末を選択できる世の中」を実現させるために、販売奨励金の見直しは最低限必要なステップなのです。

世界的に見ても日本は iPhone のシェアが高すぎます。iPhone は確かに完成度の高い良い端末ですが、だからこそ iPhone の価格が正常化しなければ、他の端末が勝負できないわけです。そうした市場の健全化の次に、ようやく中古スマホ市場の醸成という流れになっていくでしょう。



野村総合研究所上席コンサルタント・北俊一氏

Q：キャッシュバックが市場から消えましたがすぐに業界は変わるのでしょうか。

北氏：2007 年の「モバイルビジネス活性化プラン」の際は通信事業者に対する強制力を持たせなかったため、結果的には通信事業者が総務省の指導内容の穴を突いた形で販売の仕組みを形成してしまいました。すなわち、解約に違約金を設け、端末代金も割賦で購入させる仕組みによって、2 年以内の解約では高額な支払いが発生する形になってしまいました。「キャッシュバック」は MNP で他の通信事業者のユーザーに移ってきてもらうために、その解約時の違約金を補填する目的で生まれてきましたが、これが行き過ぎてしまったのが昨今の状況です。

今回のタスクフォースでは、キャッシュバックなどの販売奨励金の見直しを要請し、また再びキャッシュバックを横行させないために総務省に通報の窓口も設けられました。とはいえ、一気に販売の仕組みを変えてしまうと影響は大きいと考えています。時間をかけて、おそらく 2～3 年ぐらいの時間をかけて段階的にスマホ価格が上がっていくのが理想と見ています。こうした中で、中古スマホのニーズもじ

わじわと上がっていくことを期待しています。

Q：端末の販売価格を正常化させることの意義と、そのための販売奨励金の見直しが重要なことが分かりました。ではわが国において中古スマホ市場の形成におけるその他の課題や、周辺の動きについても教えてください。

北氏：中古スマホ流通に関して、今後は流通する中古端末の品質管理が重要になってくると考えます。中古端末個々に品質が異なっています。日本のユーザーが使った中古端末は世界的に見ると非常に丁寧に扱われ、程度が良いと言われていますが、それでも品質管理は求められてきます。端末の状態（程度によるグレード分けなど）が担保できる環境が求められるようになるでしょう。とくに、破損したり故障した場合に、どこでどういう修理をしたかという履歴を追えるようにすることが必要になります。

電波法改正によって2015年4月から「登録修理業者制度」が導入されました。メーカーの正規修理店や、総務省の認定を受けた登録修理業者で修理が行われていればいいですが、現状は非正規のスマホ修理店が圧倒的です。こうしたところで修理された端末の品質や安全性が課題になってくると考えられます。そのために、通信事業者、携帯電話端末製造メーカー、修理業者、関連団体などによる業界団体として「携帯端末登録修理協議会（MRR）」（<http://www.j-mrr.org/>）が2015年5月に立ち上がりました。総務省も私も、オブザーバーとして参加しています。

3. 「携帯端末登録修理協議会」の役割

Q：「携帯端末登録修理協議会」の役割について、もう少し詳しく教えてください。

北氏：目的の一つは、中古スマホが市場に流通する際に、その端末の修理履歴を追えるようにすることです。どの修理業者で、いつ、どのような修理をしたかをデータベース化していきたいということです。これにより、中古スマホにおいて一定の品質管理が可能になると考えます。

現状は、非正規修理店のほうが安価に修理できるわけで、ユーザーもそうした店頭で端末を持ち込みがちです。一方で認定を受けた修理店やメーカーの正規修理店では、必然的に修理費用が高価になってしまいます。非正規修理店で端末を修理すると、場合によっては無線端末の改造に相当し、違法無線局としてユーザーが罰せられる懸念もあります。したがって、正規修理店にユーザーを誘導したいのですが、まだ数が少ない上に、現状は法律を遵守し真面目に取り組んでいる正規修理店が苦勞し、グレーな修理店が利益を上げてしまっている状況にあります。たとえば、業界団体が「この修理店なら安心です」といったマークを発行するなど、業界としてもユーザーに周知していく努力が必要だと感じています。

Q：端末修理にかかわるデータベースはどのようなイメージのものになりますか。

北氏：じつは総務省が2015年4月に改正した電波法では、この制度の運用規定も設けられました。ただし総務省では実務ができないので、第三者の業界団体に委ねるという形にしています。IMEI番号（端末識別番号）と修理内容をデータベース化していきます。プルダウン式メニューにより、修理店がいつ、どういった修理をしたかを簡単に入力できるようなものとし、これをクラウドでデータベース化していきます。中古スマホ買取店や販売店にはこのデータベースを参照できるようにし、ユーザーが買取で持ち込んだ端末にどういう履歴があるかを調べられるようにすることで、安心して中古スマホを購入できる環境を目指したいと考えています。すでにデータベースは完成しており、運用は間近です。

Q：その他、「携帯端末登録修理協議会」が取り組むことはありますか。

北氏：総務省から登録修理業者の認定を受けるためには、修理事業者が自ら、取り扱う修理対象端末の修理後の安全性を確認するための検証が求められます。これには、メーカーが端末の技適を受ける際に必要な各種計測結果の提出と同等なものの提示が求められます。多額の計測料も必要となり、また修理に関するノウハウも求められます。

これを協議会加盟の企業で情報共有することで認証を受けるためのコストを軽減できないかと考えています。今回法制定された第三者修理に関わる法改正は総務省側も初めてのことなので、慎重に動いていますが、協議会にはメーカーも参加しているので、メーカーからの情報や、修理をする上での注意などを共有する場になっていくことを期待しています。

また、修理部品の安定供給にも課題があります。とくにメーカー純正の正規部品の確保が非常に難しい現状があります。国産メーカーであればともあれ、市場に流通しているスマホ端末は海外メーカー製のものも多く、その修理部品の確保はなかなか大変です。ハードルを下げると、非正規の部品が使われることとなります。正規の部品の流通をどう担保していくか、まだ検討すべき事項は多いです。たとえばiPhoneの修理の場合、修理の対象の大半は前面のタッチパネルディスプレイと、バックパネルモジュールの2つです。すでに中国でもこの部品は多様なものが非正規部品として出回っています。ある程度の品質を協議会で担保して、部品の安定供給網を確保することも重要な責務と考えています。

4. 国内の端末メーカーへの期待は？

Q：スマホの時代となり、とくに国内でiPhoneが圧倒的なシェアを誇る一方で、国産メーカーによるスマホの開発が苦戦している状況です。これは今後改善される見込みはあるのでしょうか。

北氏：カシオや京セラの防塵端末など、素晴らしい国産スマホ端末はあります。新型 VAIO フォンにも期待しています。iPhone は大変素晴らしい端末ですが、世界では高価な端末であるため、他の端末と上手に差別化を図り、共存しています。しかしながら、わが国では iPhone が投売りされるような状況であり、このために他のメーカーのスマホが苦戦を強いられている状況です。

今回のキャッシュバック等の販売奨励金見直しにより、iPhone 一辺倒という状況をなんとか打開したいと考えています。同時に、国産メーカーからユーザーに評価されるような素晴らしい端末が出てくることを期待しています。たとえば数量限定でもいいかもしれません。そういった端末は中古でも人気が高まることでしょう。通信事業者が回線契約者を増やすために使われるような状況を打開し、端末メーカー、販売店にとって「やりがい」を感じる端末がたくさん生まれてくることを期待していますし、そうした健全なスマホ販売の環境を作りたいと考えています。

北 俊一（きたしゅんいち）氏

野村総合研究所上席コンサルタント 1965 年横浜市生まれ。早稲田大学大学院理工学研究科修了。同年（株）野村総合研究所入社。以来一貫して ICT 関連領域における調査・コンサルティング業務に従事。専門は、競争戦略、事業戦略、マーケティング戦略立案。総務省情報通信審議会専門委員。

(聞き手：木暮祐一)



著者：木暮祐一（こぐれゆういち）

モバイル研究家・青森公立大学経営経済学部准教授

1967年、東京都生まれ。黎明期からの携帯電話業界動向をウォッチし、2000年に（株）アスキーにて携帯電話情報サイト『携帯24』を立ち上げ同Web編集長。コンテンツ業界を経て2004年独立。2007年、「携帯電話の遠隔医療応用に関する研究」に携わり徳島大学大学院工学研究科を修了、博士（工学）。スマートフォンの医療・ヘルスケア分野への応用をはじめ、ICTの地域社会での活用に関わる研究に従事。モバイル学会理事/副会長、ITヘルスケア学会理事。近著に『メディア技術史』（共著、北樹出版）など。1000台を超えるケータイのコレクションも保有している。

<オークネット総合研究所 概要>

当総合研究所は、1985年に世界初の中古車TVオークション事業をスタートし、以来30年にわたりオークションを主軸とした情報流通サービスを提供するオークネットグループが運営。これまで培った実績とネットワークを活用し、専門性、信頼性の高い情報を発信することで、更なる業界発展に寄与することを目指しています。

所在地：〒107-8349 東京都港区北青山二丁目5番8号 青山OMスクエア

代表理事：山内 良信

URL：<http://www.aucnet.co.jp/aucnet-research/>

<本件に関するお問合せ>

株式会社オークネット 広報担当：降旗(フリハタ)

TEL：03-6440-2530 E-MAIL：request@ns.aucnet.co.jp

※本資料を利用される際は、オークネットにご一報の上、提供元を「オークネット総合研究所」と明記して、ご利用ください。